

改正

令和3年9月1日教育委員会告示第13号

令和5年10月3日教育委員会告示第14号

能登町部活動等遠征費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、人間形成の機会として意義のある部活動等の円滑な運営と振興を図るとともに、部活動等に伴う生徒等の安全確保を図るために、その経費の一部として能登町部活動等遠征費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象経費等)

第2条 補助金は、学校に所属する部活動で公式大会や練習試合が行われた能登町立学校及び公式大会に出場した能登町内に拠点を有する地域クラブ(部活動の地域移行に伴い石川県中学校体育連盟又はこれに類する団体機関で教育委員会が認める者により認定等を受けた地域クラブをいう。)に交付する。

2 前項の補助対象となる公式大会及び練習試合は、以下のものとする。

- (1) 教育委員会が認める公式大会(シード権の関わる大会及び上位大会につながる大会等)
- (2) 学校長が認める練習試合(開催地が県内のもの)

3 前項の規定にかかわらず、能登町教育、スポーツ及び文化大会等出場支援補助金交付要綱(平成23年教育委員会告示第4号)により補助対象経費に該当する場合は、補助対象と認めない。

4 補助対象経費は、学校所在地又は地域クラブの拠点地から開催地までの往復に要したバス等借上げ料・有料道路代・燃料費等の交通費用とする。ただし、開催地域内において公共交通機関を利用した場合の移動費用は含まないものとし、また、能登町が開催地の場合や、自家用車を使用した場合の交通費は補助対象外とする。なお、当該地域クラブに能登町立学校以外の生徒が含まれる場合の補助対象経費については、構成人数に基づくあん分方法により算出することとし、能登町立学校以外の生徒分については、補助対象外とする。

5 補助金の額は、公式大会については1大会につき補助対象経費の全額、また、練習試合については1回につき補助対象経費の2分の1とし、100円未満は切捨てとする。

(補助金の申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする学校又は地域クラブの代表者は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（1） 事業経費実績明細書（様式第2号）及びその内容を証明する領収書等の写し

（2） 公式大会や練習試合の内容や成績結果が分かる書類

（補助金の交付決定等）

第4条 町長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）によりその旨を当該学校又は地域クラブの代表者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第5条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた学校又は地域クラブの代表者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、能登町教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月1日教委告示第13号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前のそれぞれの告示の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。